

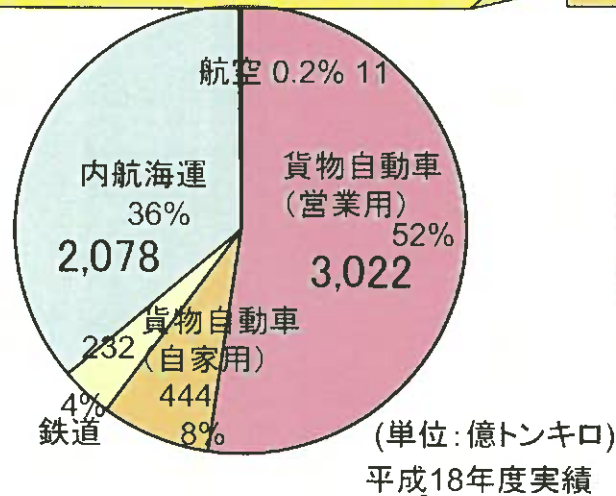
# 軽油価格高騰問題の状況について

国土交通省自動車交通局

# トラック事業の現状と課題(1)

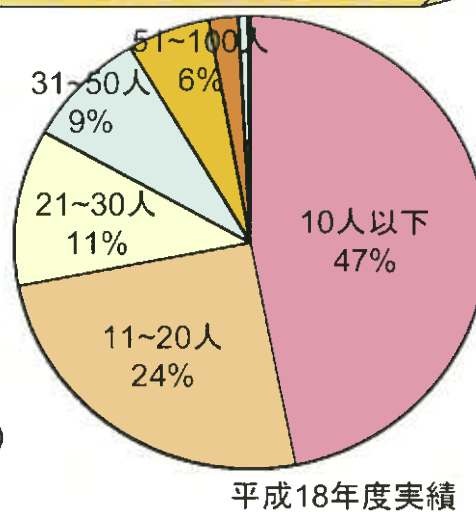
## 国内貨物輸送量

トラック輸送はわが国物流の基幹的輸送機関として国内貨物輸送の約6割を占める(トンキロベース)。



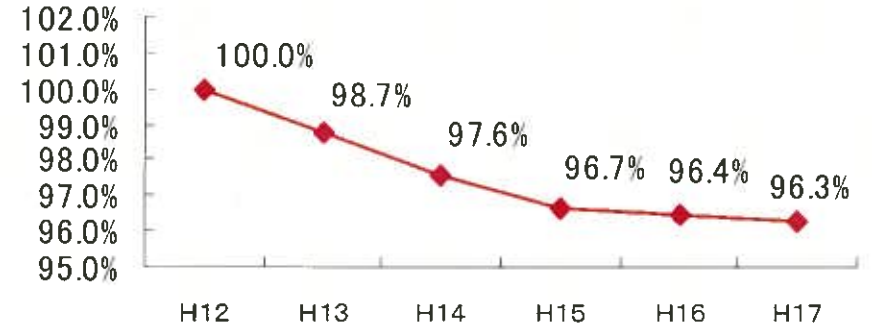
## トラック事業者の規模

事業者の99.9%が中小企業(資本金3億円以下又は従業員300人以下)の脆弱な業界体質。



## 運賃の低下

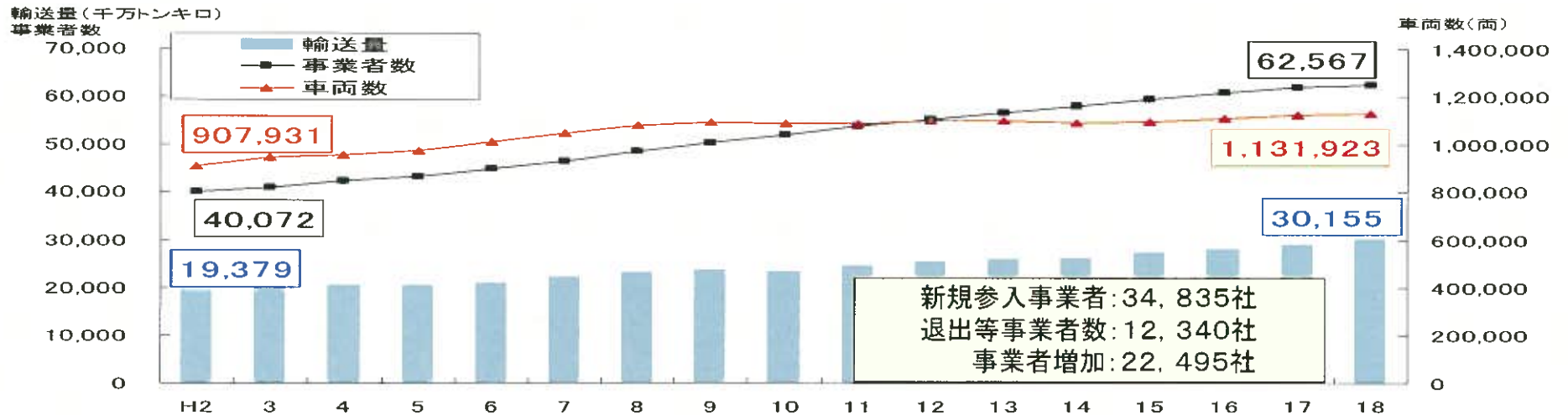
日本銀行  
「企業向けサービス価格指数」より試算



事業者数	売上高	総従業員数	車両数	有効求人倍率
62,567事業者	136,046億円	127万人	113万両	1.01倍

(事業者数、車両数：平成18年度  
売上高、総従業員数：平成17年度 国土交通省調べ  
有効求人倍率(貨物自動車運転者)：平成18年度 厚生労働省調べ)

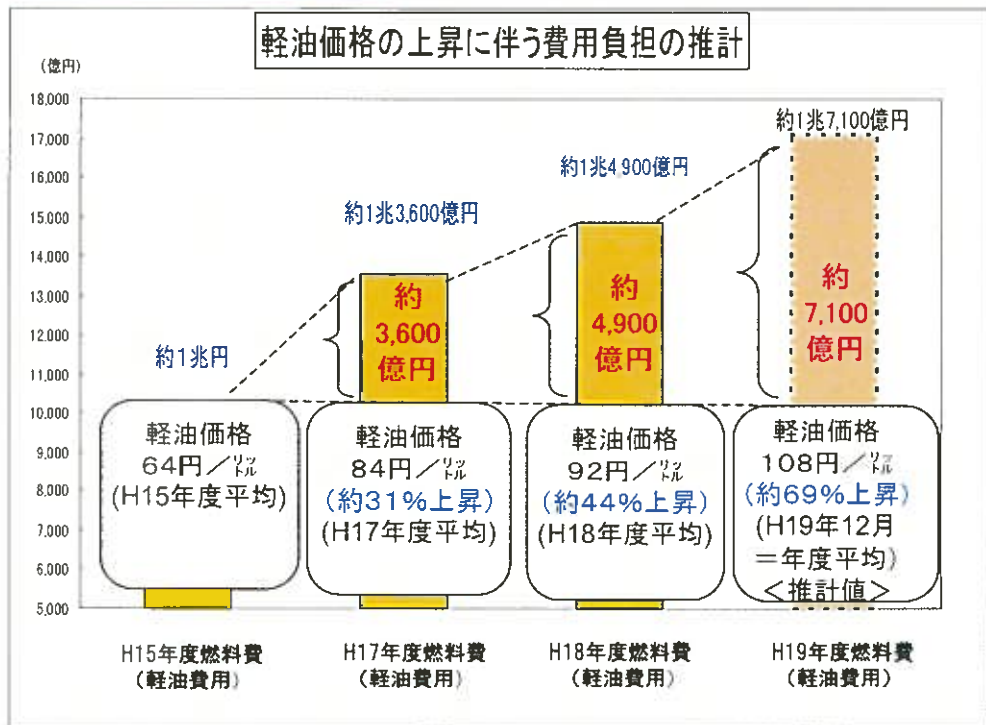
## 事業者数・輸送量・車両数



## トラック事業の現状と課題(2)

平成15年度に比べ、軽油価格が約44円/ℓ上昇(約69%上昇)し、業界全体で約7,100億円の費用負担増が発生

### トラック業界の現状



軽油価格1円/ℓ上昇あたりの業界負担費用は約160億円

### 事業者の価格転嫁状況等

転嫁が全くできていない事業者 **54.8%** (H20.5)

転嫁できている事業者 **44.3%** (H20.5)

{ ほぼ転嫁できている : **1.9%**  
 一部転嫁できている : **42.4%**

出典: 社団法人全日本トラック協会  
「軽油価格の影響と運賃転嫁に関する調査結果(平成20年5月)」

### トラック事業者への支援

#### 1. 軽油価格高騰に対応した運賃設定を図るための環境整備

- 経済団体等に対する適正取引 推進のための緊急協力要請
- 下請・荷主適正取引の推進(ガイドラインの作成)

#### 2. トラック事業に対する予算・税制上の支援措置

##### 運輸事業振興助成交付金

- 軽油引取税(暫定税率)収入の一定額に相当する額を都道府県が地方トラック協会に補助金として交付  
(10年延長)

##### 税制特例

- 中小企業投資促進税制等(特別償却(30%)又は税額控除(7%)【所得税・法人税】)  
(2年延長)
- 大型(総重量3.5t超)ディーゼルトラック・バスに係る自動車取得税(税率3%→1~2%に軽減)  
(2年延長)

##### 国庫補助

- CNGトラック、ハイブリッドトラック: 通常車両価格との差額の1/2補助
- エコドライブ管理システム(EMS)、省エネ輸送関連機器(蓄熱式暖房マット等)の導入支援

### 高速道路料金の引下げ

・高速道路に導入されている深夜割引の割引率を3割から4割に拡充する対策を措置(平成19年度補正予算:67.3億円 平成20年度:235億円)

・抜本的な高速道路料金の引下げ等既存の高速道路ネットワークの有効活用や機能強化を図るための措置を実施(平成20年度予算:1,517億円の内数)

## 「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」について

「年度末に向けた中小企業対策について」  
(平成20年2月20日関係閣僚申合せ)

- 燃料価格の変動によるコストの増減分を別建て運賃として設定する燃料サーチャージ制の導入、社会保険未加入事業者等に対する貨物自動車運送事業法に基づく処分の強化、輸送の安全の確保のための荷主との協働の促進、その他の緊急に講じるべき具体的施策(荷主団体への要請等)を検討の上、決定・実施する。【国土交通省】

「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」  
(平成20年3月4日国土交通省が公正取引委員会と連名で作成・実施)

### <運賃転嫁促進策>

- ◇ 燃料サーチャージ制の導入
- ◇ 独占禁止法・下請法の取締の強化
- ◇ 運賃の健全性の確保策
- ◇ 関係者による協働のための枠組み

### <健全な競争環境の整備>

- ◇ 社会保険等未加入事業者に対する処分の強化等
- ◇ 最低保有車両台数の遵守・適正規模の見直し
- ◇ 新規許可事業者に対する法令試験の実施

### <荷主との協働による安全の確保>

- ◇ 安全運行を阻害する行為の防止策  
(荷主勧告制度の活用)
- ◇ 先進的取組に対する支援策

### <緊急措置を推進する体制づくり>

- ◇ 地方運輸局・支局に相談窓口を設置

# 燃料サーチャージ制の導入促進に関する実施状況

## 燃料サーチャージ制に関するガイドラインの作成・周知

- ・「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を作成(平成20年3月14日)
- ・相談窓口(燃料サーチャージ制導入推進事務局)を全ての運輸支局等に設置(3月14日)し、全国の地方トラック協会・支部に対し、延べ150回を超える説明会を開催。

## 荷主団体等への要請

- ・国土交通審議官、自動車交通局長、地方運輸局長はじめ、国土交通省幹部が経済・荷主団体等に対して、国土交通大臣から各団体の長宛ての文書により協力要請を実施。  
(日本経団連、日本商工会議所、中央の荷主団体(経済産業省及び農林水産省所管団体を含む)66、地方の荷主団体等約100)

## トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の設置

- ・中央において、学識経験者、荷主企業、トラック運送業者、行政等をメンバーとするトラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を5月28日に設置・開催。
- ・今後は、地方運輸局を通じて全国的な展開を図り、きめ細かくサーチャージ制の普及促進策を実施。

## トラック運送業における導入状況

- ・業界最大手の日本通運(株)が5月30日に燃料サーチャージ制の導入を届出。
- ・日本ロジテム(株)、王子運送(株)、札幌通運(株)、三八五流通(株)など地域を代表するトラック運送業者が既に燃料サーチャージ制を導入済み。
- ・ヤマト運輸(株)ほか大手事業者各社においても燃料サーチャージ制の早期導入に向けて具体的なサーチャージ案を作成中。
- ・全国の事業者の導入状況について、全日本トラック協会が6月中を目処に実態調査を実施。

## その他の緊急措置に関する実施状況

### 荷主勧告制度の運用拡大

- ・荷主勧告制度の運用について、過積載違反に係る処分に加え、過労運転及び速度超過違反に係る処分を追加。  
【平成20年3月28日通達発出、平成20年4月1日施行】

### 先進的な安全対策の取組に対する支援策の実施

- ・安全運行パートナーシップガイドライン(平成19年5月作成)に基づき、安全対策リーディングモデル創出事業を創設し、複数事業者によるアライアンス、荷主とのパートナーシップを通じた先進的な安全対策の取組に対して支援を実施。  
【平成20年度～:30百万円】

### 社会保険等未加入対策の強化

- ・パートナーシップ会議においてベストプラクティスの普及促進策を検討中。
- ・トラック運送業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、社会保険等未加入事業者に対しては、貨物自動車運送事業法に基づき行政処分等を導入。  
【平成20年3月31日通達発出、平成20年7月1日施行】

### 新規許可申請者等に対する法令試験制度の創設

- ・新規許可申請者等に対して関連法規に関する知識について試験を導入。  
【平成20年3月31日通達発出、平成20年7月1日施行】

### 最低保有車両台数の厳守・適正規模の検証

- ・保有車両が最低保有車両台数に満たない減車等に関する貨物自動車運送事業法上の処分の強化について、7月を目処に制度改正。
- ・最低保有車両台数の適正規模の検証については全日本トラック協会において事業者の実態を調査中。

# トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン

## 不適正な取引の広がり

### <独占禁止法(物流特殊指定)・下請法の適用>

- 平成16年4月～
- 荷主、元請、下請の取引について優越的地位の濫用を防止する措置の適用

### <不適正取引の実態>

- 荷主、元請から下請までの多層化の進行(5、6次取引など)
- 法令違反の顕在化(勧告:14件、警告:サービス業の40%)

注)独占禁止法(物流特殊指定)は荷主と運送業者間、  
下請法は運送業者間の取引を対象とする。

## 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の策定

関係者間における問題認識、  
ルール等の共有化

中小企業の成長力  
底上げ

荷主との  
パートナーシップの推進

「年度末に向けた中小企業対策について」(平成20年2月20日関係閣僚申合せ)

- 素形材産業、自動車産業、建設業等の現行8業種に加え、平成20年3月末を目処に、原油高や建築着工の影響を受けているトラック運送業、  
建材・住宅設備産業のガイドラインを新たに策定し、10業種に拡大する。【経済産業省・関係省庁】

## ガイドラインの内容

- 下請法、独禁法等において問題となる行為、望ましくない取引慣行等の実態把握を通じ、具体的類型を例示、関係法令の留意点を整理  
(安全確保との関係を含む。)
- 運送原価割れになる買ったたき、運賃の一方的な減額要請 等
- 適切で望ましい取引形態とその具体的事例の提示
- 燃料サーチャージの導入、原価計算算定プログラムの作成 等

## 検討委員会

- ・学識経験者
- ・関係団体、企業等 (経団連、トラック協会等)
- ・国の機関 (中小企業庁、国交省)

## スケジュール

- 9～10月 アンケート、ヒアリング
- 11月～ 検討委員会(計5回)
- 3月14日 公表

# トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議について

## メンバー

学識経験者、(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、荷主企業、トラック運送業(関係団体、事業者)、消費者、行政等

## 活動内容(検討中のもの)

### (1) パートナーシップの普及

- ① パートナーシップ憲章等の策定
- ② パートナーシップ会議参加企業の公募
- ③ ベストプラクティスの普及
- ④ 表彰制度の検討
- ⑤ トップランナーに対する経済的な支援

### (2) 問題となる取引形態の整理

- ① 独占禁止法(物流特殊指定)及び下請法違反事例等の検証・整理
- ② 下請・荷主適正取引推進ガイドラインの拡充等未然防止対策の検討 等

### (3) その他

情報交換(ガイドライン等のフォローアップ) 等

## スケジュール

- 5月28日 第1回パートナーシップ全国会議の開催  
(各地方運輸局、各地方運輸支局等においても順次開催)
- 8~9月(予定) 第2回パートナーシップ全国会議の開催

毎年2~3回のペースで開催予定